

# 短期納骨堂使用許可申請書

年 月 日

東神楽町長 様

ふりがな				生年月日
申請者氏名				年 月 日
現住所	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	電話番号 ( ) -
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	携帯番号 ( ) -
本籍地				
その他の 連絡先 (2名分)	住所	氏名	続柄	電話

大雪霊園短期納骨堂を使用したいので、東神楽町墓地条例第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

なお、短期納骨堂を使用するにあたり、東神楽町墓地条例、東神楽町墓地条例施行規則、東神楽町墓地等管理使用説明書その他の法令及び管理者から付された条件を順守します。また、使用許可には、東神楽町墓地等管理使用説明書のとおり取消条件等が付されていることを承知しています。

区画番号	棟	番	使用年数	<input type="checkbox"/> 1年・ <input type="checkbox"/> 2年・ <input type="checkbox"/> 3年
短期納骨堂使用料			円	東神楽町墓地条例に規定する使用料をいう。
短期納骨堂預託金			円	26,000円・39,000円・112,000円・168,000円
合計			円	

※添付書類 申請者本人の住民票（本籍・筆頭者の記載要す）

(代理人) 住 所.....

氏 名.....

電話番号.....

## 【同意事項】

- 短期納骨堂は最長3年まで焼骨をお預かりする施設です。使用許可を受けた期間が終了するまでに使用期間を更新（延長）するか、預けた焼骨をお引き取りいただく必要があります。
- 短期納骨堂の使用許可期間が終了するまでに短期納骨堂に預けた焼骨を引き取らない場合は、使用期間終了日をもって短期納骨堂に預けた焼骨の祭祀主宰者は町となります。
- 焼骨の祭祀主宰者が町となった場合、短期納骨堂に預けていた焼骨は、町が短期納骨堂使用者に代わり大雪霊園に設置された合葬墓へ改葬します。また、焼骨を納めていた骨壺、骨箱並びにその他附属品（副葬品含む）一切の所有権は、町へ帰属されます。
- 申請時に町へ預けた預託金は、使用許可を受けた期間内に焼骨を引き取られた場合に限り、使用者の請求に応じ返金します。ただし、町が短期納骨堂使用者に代わり焼骨を合葬墓へ改葬した場合は、預託金を合葬墓使用料に充当するため、預託金の返金請求を行うことはできません。
- 合葬墓へ改葬された焼骨は、いかなる場合も返還することはできません。
- 短期納骨堂使用期間更新にかかる料金は、今後の物価変動や消費税率の変更にともない改定になる場合があります。
- 焼骨を収蔵する納骨棚は、町が指定した場所となり、選ぶことはできません。
- 焼骨を収蔵する納骨室へは、管理者以外立ち入ることはできません。
- お参りは納骨室前にある参拝室でガラス越しに行う形となります（間接参拝）。また、参拝室からは骨壺などを直接拝むことはできません。
- 親族間において諸問題が発生した場合は、墓地管理者たる町には一切の責任を求めず、親族間で協議のうえ、解決するものとします。

上記内容に同意した上で短期納骨堂の使用申請をいたします。 申請者署名 \_\_\_\_\_

※上記事項に同意いただけない場合は、短期納骨堂の使用を許可することはできません